

東広島市農業委員会令和4年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月29日(金) 午前10時00分から11時05分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水壽昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	7	岡土居正弘	8	古本啓之
9	大月みどり	10	岡本義則	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
24	土井浩文				

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	6	小倉亜紗美	15	原茂正
23	古川みどり				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 22番 高尾 昭 臣 委員 24番 土 井 浩 文 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
(農地中間管理機構関係分) の決定について

- 議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利
用配分計画案に対する意見決定について
議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請(買受適格証明)に対する処分について
報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 23 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 24 号 農地改良届出の受理について
報告第 25 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	和	田	麻	依子
農地係主任	豊	田		宏
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより7月総会を開催いたします。</p> <p>これから着席の上、議事進行をいたします。着席させていただきます。</p> <p>在任委員数23人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会規則第34条第2項の規定により、22番高尾委員さん、24番土井委員さんを指名いたします。</p> <p>ただいま事務局で調製をしておりました今年3月総会の議事録について、署名委員に4番古川國昭委員さんを指名しておりましたが、亡くなられたため、その旨議事録に記載し、署名は空欄とさせていただきますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年7月29日、1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和4年7月29日、1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それではまず、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第40号で農地中間管理機構により集積する農地は全て、次の議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。従いまして、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しておりますので、議案第40号と議案第41号は併せて説明をお願いしたいと思いますので、ご異議ございませんか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、この案件は東広島市長から意見を求められているため、議案第40号と議案第41号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>それではまず、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明をいたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、農地利用集積計画につきましては、4件、6,506㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、8月5日付で公告をさせていただくものでございます。</p> <p>続きまして、総会議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>利用配分計画案につきましては、4件、6,506㎡でございます。これは、先ほどの議案第40号で説明いたしました利用集積計画により農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象となっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお祈りいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第40号について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないということでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農</p>

議 長	地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することといたします。</p> <p>次に、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は、先ほど議案第40号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>なお、本案は、資料1の議案第41号関係の欄にありますように、岡本委員が関係者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、岡本委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 岡本義則委員、退室 >
議 長	それでは、議案第41号の議案の関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言を下さい。
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第41号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第41号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。</p> <p>それでは、岡本委員さん、入っていただきます。</p>
	< 岡本義則委員入室 >
議 長	続きまして、議案第41号事案のうち、先ほどの関係分以外の事案について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。
住井委員	13番住井です。●●、●●、●●、何を植える言よった、これ。参考に聞かせてください。
崎里主査	失礼します。●●さんにつきましては、柑橘をされると聞いております。●●さんにつきましても、果樹を植えられると聞いております。
	以上です。
住井委員	<p>●●は。●●も果樹。●●も果樹する。</p> <p>そうか。●●も柑橘植えるということやね。そうじゃろ。現地行ってみた。現地行ってみた。どっちねえ。</p>
崎里主査	現地確認を行っております。
住井委員	何。はっきり言え。
崎里委員	現地確認を行っております。
住井委員	何て言うた。
本越局長	現地は確認していますと。
住井委員	ああ。もっと分かりやすい言葉で言うてくれ。
議 長	ほかにご意見がないですか。
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の議案のうち、関係分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p>

議 長	農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。
	< 崎里主査、退室 >
議 長	次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主任	失礼します。それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第42号についてご説明いたします。 今月は15件の申請がありました。内訳は9ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明をさせていただきます。 90-1でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●●歳の会社員でございます。このたび、親族である渡人から農地を引き継ぎ、夫婦で営農をされる計画です。申請地では水稻を作付する計画で、渡人等に教わりながら、営農に従事される計画でございます。 続いて、91-2でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、92-3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、93-4でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、94-5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方です。このたび、渡人から農地を引き継ぎ、家族4人で営農をされる計画です。申請地では、水稻やジャガイモ等を作付する計画で、地元の最適化推進委員等に教わりながら、営農に従事される計画でございます。 なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導をしております。 続いて、95-6でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、96-7でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の団体職員でございます。このたび、空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件があったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、自家消費用の野菜を作付する予定で、渡人等から教わりながら営農される計画でございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 下限面積については、令和3年12月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。 続いて、97-8、98-9については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社員でございます。このたび、渡人から農地を引き継ぎ、夫婦で営農をされる計画です。申請地では、水稻や果樹などを作付する計画でございます。市の園芸センター等で実習を受けながら営農に従事されるという計画でございます。 続いて、99-10でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、100-11でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要

豊田主任	<p>な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、101-12でございます。</p> <p>公用廃止のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、102-13でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、103-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方でございます。このたび、渡人から家と農地を引き継ぎ、受人自らが営農をされる計画でございます。申請地では、水稻や大豆等を作付する計画で、地元住民等に教わりながら営農に従事される計画でございます。</p> <p>続いて、104-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方でございます。このたび、渡人から家と農地を引き継ぎまして、受人自らが営農をされる計画です。申請地では、水稻やキュウリなどを作付する計画で、地元住民等に教わりながら営農に従事される計画でございます。</p> <p>なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。</p> <p>以上、15件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
古本委員	<p>8番古本です。102-13から104-15、これは私の地元のほうで新規就農者さんでということ、一遍に7反、8反というものを取得されて、心配しとったんですけど、近所の辺りに、近所の方に聞いてみても何とかなるじゃろうということなんで、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
台川委員	<p>新規就農の方がたくさん来られているんですけど、その後どのようなになっているか、追跡調査とかというのはされているんですか。</p>
豊田主任	<p>失礼します。追跡調査ということなんですけども、今年は農地パトロールの中で、昨年度のうち、新規就農には限らないんですけども、新たに農地を取得した場所についてどのように営農され、ちゃんと耕作されているとか、そういったのは確認をするということで話を聞いているんですけども、新規就農者に限った追跡調査というのは行っていなかったというのが現状じゃなかろうかと思えます。</p>
台川委員	<p>ぜひ、どのようなになったか追跡していただければありがたいです。</p>
本越局長	<p>新規就農は、特に家と一緒に田んぼとか畑を購入される方が最近は多いんで、実際に今まで農業をしたことがない方もいらっしゃると思いますので、今言いましたように農地パトロールを含めて、ぜひ担当地区の委員さんと推進委員さんで、適宜見ていただいて、もし全然買ったのにやっていないとかということがありましたら、またご相談いただければと思いますので、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにもございますか。</p>
古本委員	<p>8番古本です。96-7です。96-7のこの地番2枚は、昨年ほかの方が取得されたんじゃないんですか。</p>
豊田主任	<p>96-7の案件につきましては、一度3条の許可をしているんですけども、今年に入りまして、事情によってお話が前に進まないということで、許可の取下げをされております。改め</p>

豊田主任	て、受人を変えて、このたび申請をいただいておりますという状況でございます。
議長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	<p>議案の10ページをお願いいたします。 議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 11ページをお願いいたします。 今月は7件の申請がございました。 まず、申請番号22-1は、●●における駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の北側、●●と●●の間に位置する小集団の第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。この申請人は、道路向かいにある実家に転居することとされましたが、かねてから実家の駐車場が十分に確保できていないということで、申請地を駐車場とすることとし、転用許可申請をされたものでございます。このように申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく、農地の一部、この部分を奥の倉庫への通路として使用されておりました。無許可の転用でありましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。 続きまして、申請番号23-2は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の北側に位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人の墓地は現在●●にあり、遠方で管理が困難であることから、自宅近くの申請地に移設することとし、転用許可申請をされたものでございます。墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、24-3は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、●●の南西約500mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は本年2月に農地法第3条による許可を得て、所有権移転により申請地を取得された方でございます。長年休耕になっていた田に、町内の宅地造成により生じた建設の残土を搬入し、今後は畑、ナスやキュウリなどを植えて利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号25-4は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西に位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。老朽化した現在の自宅を解体し、隣接する農地と併用して共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。このように、黄色の部分ですが、農地の一部に転用の許可を得ることなく駐車場及び住宅の一部の敷地として使用をされておりました。このたびの転用により撤去をされますが、これも無許可の転用でありましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。また、都市計画法による開発許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号26-5は、●●における一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の南約500mに位置するほ場整備地第1種農地で、申請人は同地区にお住まいの方でございます。申請人の自宅は、平成30年7月豪雨により被災したため、申請地に</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>新たな住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。このように申請地におきましては、農地法の転用許可を得ることなく農業用施設が設置されておりました。この度の転用に伴い撤去をされますが、申請人からは始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。また、申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は本年3月8日付で農振農用地から除外をされており、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。</p> <p>続きまして、申請番号27-6は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の東約400mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は●●地区にお住まいの方でございます。休耕中の田に繁茂していた竹を伐根し、市内の宅地造成により生じた建設残土を搬入して、今後は畑として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。申請地におきましては、ここに重機がありますけれども、転用の許可を得ることなく農地改良に一部着手されておりましたので、作業を中断させ、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。また、申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であることから、先ほどと同じく仮設工作物の設置その他の一時的な利用ということで、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>最後に、申請番号28-7は、●●における貸駐車場及び物置への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南西約300mに位置する、こちら宅地に囲まれた第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の子が経営する工場がこちらにあるんですが、従業員駐車場を整備するとともに、多用途に使える物置を設置するため、転用許可申請をされたものでございます。このように申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく、既に貸し駐車場及び物置として使用されておりました。事後の申請となったことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、農振農用地及び第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号24-3、26-5、27-6の3件を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。 担当地区の委員さんで、補足説明があればお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、24-3、26-5、27-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、24-3、26-5、27-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>

和田主査

それでは、議案第44号の説明に入りたいと思います。

初めに、資料の差し替えをお願いいたします。

本日お配りした1枚の議案で、ページ番号17と数字が入っているものをご覧ください。

次に、総会議案の17、18ページをご覧ください。

議案番号119-19及び120-20について、申請人より申請の取下げがございましたので、議案より削除させていただきました。つきましては、資料の差し替えをお願いいたします。今月の申請は18件となります。

それでは、内容について座って説明させていただきます。

それでは、101-1について説明します。

駐車場及びゴミステーションへの転用事案です。申請地は、●●に隣接する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、●●に事業所を置く自動車部品の製造販売業を営む会社です。令和4年5月に申請地近隣に営業所を移転しましたが、空き地が狭く、現在従業員の駐車場として停めている場所も工場建築の予定があり、別の場所で駐車場を確保する必要が生じたため、本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地の一部については、譲渡人が地区の役員をしていたときに地域のゴミステーション置場として提供し、使用されており、引き続きゴミステーション置場として使用してほしいと地域からの要望があることから、譲受人も了承し、一部はゴミステーション置場として使用するものです。なお、申請地につきましては、譲渡人の先代が所有しているとき、親族が経営する石材店の石置場として農地転用の許可なく使用されていたもので、譲渡人が相続した後も手続等はなされないまま、さらにゴミステーション置場として使用されていたことから始末書を添付し、農地転用の申請をされております。

続いて、102-2について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。受人は、申請地に隣接する実家に居住されています。このたび、母の所有する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可につきましては、担当部局に提出済みです。

続いて、103-3から104-4について同一案件のため、一括して説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●として昭和50年から昭和62年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は、●●に本店を置き、運送業を営む会社です。昨年度、新型コロナウイルスによる感染症対策等により、スクールバス及びタクシーの台数を増やすため、敷地の拡張を行いました。今年4月から新規のスクールバス事業を受注することになり、また●●にあるグループ会社が本社に移転することとなり、車両置場の拡充の必要に迫られ、このたび既存の車両置場に隣接する本申請地を転用するものです。なお、昨年駐車場として転用するため許可を得た土地の造成の土が確保できず、当初の予定より工事が遅れていましたが、今回の申請地において同様の遅れが生じないよう、業者に土の確保を指示していたところ、同時の大量の入荷となり、また業者との連携不足により、許可を得ていない本申請地に6月頃土砂を入れてしまったということがございます。撤去には費用、時間を要することから、このたびの不始末をおわびする旨の始末書を添付の上、農地転用の申請をされております。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、105-5について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は、●●で両親、祖母と同居されています。今後、子育てをしていくには現在の住居では手狭であるため、祖母の所有する本申請地に住宅を建てるため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、106-6について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する集団農地内の第1

和田主任

種農地です。受人は、●●で賃貸アパートに居住されています。このたび、祖母の所有する本申請地に住宅を建てるため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号により、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からの除外手続に関しまして、転用面積290㎡のうち196㎡については、令和3年11月22日付で除外されており、設計段階で敷地を拡大する必要が生じたため、さらに94㎡追加で除外を申請されており、現在除外の手続中であり、除外見込みとなっております。

続いて、107-7について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第3種農地です。受人は、●●で賃貸アパートに居住されています。このたび、家族が増え、居住するアパートでは手狭となるため、父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地除外見込みです。

続いて、108-8と109-9について関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地はともに●●で、●●の東及び●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。本2案件は、令和3年2月に太陽光発電設備を設置する目的で農地法第5条の許可申請をされ、許可を得た後、太陽光パネルの設置工事を行い、完了報告の提出を受けているものでございます。その際、申請に係る権利の設定を賃借権として申請されておりましたが、地上権の設定とするため、再度許可申請をされるものでございます。

続いて、110-10について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する小集団の第2種農地です。受人は、●●で賃貸アパートに居住されています。現在、娘家族が●●に居住しており、孫を一時預かりすることもあり、近隣で住宅を新築する土地を探していたところ、条件に合う土地を売買してもらえらることとなり、本申請をされたものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、111-11から114-14は関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する小集団の第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。高圧発電所を合わせて2基設置する計画であり、111-11に1発電所、112-12から114-14に1つの発電所を設置する計画です。

続いて、115-15について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は、●●で賃貸アパートに居住されています。このたび、家族が増え、居住するアパートでは手狭であるため、父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号により、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、116-16から118-18は同一事業者による関連案件ですので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する小集団の第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。低圧発電所を合わせて6基設置する計画であり、116-16に合計3発電所、117-17に合計2発電所、118-18に1つの発電所を設置する計画です。なお、農振農用地から除外見込みとなっております。

以上、説明しました18件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、103-3から106-6、111-11から115-15までを意見聴取いたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらよろしくをお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご意見が。 それでは、採決に入ります。 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、103-3から106-6、111-11から115-15については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、103-3から106-6、111-11から115-15については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、日程第4の報告事項に入ります。 報告第21号から報告第25号について事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第21号から報告第25号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。 そのうち、私からは報告第21号から報告第24号までの概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第21号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 本件は、本年4月の総会におきまして、市の公売に付された農地を耕作目的により取得するため、申請人が入札参加資格を有することの買受適格証明の申請をされた事案につきまして、同月証明するとの議決をいただいた案件でございます。その後、申請人は公売において当該農地を落札され、農地法第3条の規定による所有権移転の申請をされたため、許可処分をしたものでございます。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第23号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページから9ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は14件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第24号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧

大 下 局 長 補 佐	のとおりでございます。 私からは以上でございます。
定 井 局 長 補 佐	それでは、私からは報告第25号についてご報告申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 内容は、着席にて報告させていただきます。 報告事項の12ページからになります。 これは、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断をしたものでございます。 13ページに掲載しておりますように、高屋東の農地につきまして田9筆、畑10筆を非農地として判断するものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	事務局からありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ほかになければ委員の皆様には長時間にわたりご審議誠にありがとうございました。 それでは、次回8月総会について、大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。
大 月 会 長 職 務 代 理	失礼いたします。お疲れさまでした。 さっき会長さんも言われましたけども、コロナが異常に感染者が増えておりますが、またお盆も来ますので、いろいろと皆様、家族が集まる機会も多かろうとは思いますが、8月29日の総会まで、皆さん元気でおられますように、感染対策、基本に戻って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 8月29日10時から、北館201会議室で予定しております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。北館ということなので、お間違いのないようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 以上で7月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 22番 高尾 昭 臣 委員 24番 土 井 浩 文 委員